

り、常の如く礼まむとして堂に入りて見れば、使に著せたる黒き衣、銅の像に被る。爾うしてすなはち観音の示す所なりと知る。因りて因果を信ひ、ますます慇懃に彼の像を恭敬ふ。此れより以来、本の大なる富を得、飢を脱れて愁無し。夫妻天になること無く、命を全くし身を存つ。斯れ奇異しき事なり。

法師を打ちて現に悪しき病を得て死ぬる縁 第三十五

宇遅王は、天骨邪見にして三宝を信はず。聖武天皇の御世に、是の王縁有りて山背に徘徊る。八人従ひて奈良京に向ふ。時に下毛野寺の沙門諦鏡奈良京より山背に往き綴喜郡を歩く。師率に王に値ひて避け退く所無く、笠を傾け面を匿して路の側に立つ。彼の王見て、馬を留め刑たしむ。師弟子と水田に入りて逃げ連れ走る。なほ強ひて追ひ打つ。師の負ひ持てる蔵、みな撃たれて破れ損はる。時に法師呼びて曰はく「奚ぞ護法無からむ」といふ。王去ること遠からずして、其の路中に儼に重き病を受く。高き声もちて叫び呻ひ、地を踊離ること二三尺ばかりなり。従者状を知りて法師を勧請ふ。師否びて受かず。三遍請ふれどもなほ終に受けず。問ひて曰はく「病むか」といふ。答へて

を返却するために隣家を訪れる、という説話展開が本来のかたちか。
二「正は、布をはかる単位。絹一定は、賦役令によれば長五丈一尺、幅二尺二寸。
三一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とし三俵を一駄とした(延喜式・雜式)。
四乳母。上文に「使(使母)」とあった。
五衣は、観音の靈験の証拠となっている。
六上文には「父母有財、多饒富財」とあった。
七若死にすることなく。

第三十五縁 宇遅王の病死を因果の理によつて説明する。

六 宇治王。天平九年(七七)九月、從五位下。天平九年十二月に内蔵頭、天平十年(七七)閏七月に刑部大輔、十二月に中務大輔(続紀)。
七 未詳。郡岡良弼は、城上郡下野郷の竹林寺を擬している。竹林寺は奈良泉桜井市大字笠に所在。一名笠寺。「笠」にかかわる本説話の存在は、笠寺を擬することの正しさを予想させるが、「奈良京下毛野寺(中巻二十六縁)」には合致しない。
八 三 未詳。本説話以外に所伝をみない。
九 京都府八幡市、城陽市、綴喜郡のあたり。
三 令集解、僧尼令には、道路で僧尼が俗人に出会ったばあいの規定がみえる。騎乗の僧尼が三位以上の者に出会ったならば僧尼は身を隠さなければならぬ。身を隠す場所が無いばあいは馬を止めて路側に立たなければならぬ。騎乗の僧尼が五位以上の者に出会ったならば僧尼は馬を止めて掛(か)して通過しなければならぬ。僧尼が歩行のばあいは僧尼は身を隠さなければならぬ。僧尼が歩行のばあいの、身を隠す場所が無いばあいの規定は判然としなない。

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遲の災を招くことは諦鏡の咎にあらざ」とのたまふ。天皇も鬢髪を剃除り戒を受けて道を行ひたまふ。故に法師に儼比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

観音の木くわんおんのみの像神みかたあやしき力を示す縁 第三十六

聖武せいぶ太上天皇たいてんじやうの世に、奈良京ならのみやこの下毛野寺しもつけのでらの金堂ことだうの東の脇士わきしの観音くわんおんの頸くび故無ゆへなくして断ことれ落つ。檀主だんす見て、明日あしたに継ぎ奉らむとして、一日一夜ひとひひしよを経て、朝あしたに其の頸を見れば、自然おのづから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智りちちの法身ほふしんは常住じやうぢやう無きにあらず、信うやまはぬ衆生しゆじやうに知らしめむが為ために示す所あらはなり。

本説話での諦鏡の行動を今の規定になつたものとみる松浦貞後の説の当否は、不明である。諦鏡に非があるとみただ方が説話展開が無理がない。下文によれば本説話は聖武天皇の出家後として時代設定されている。聖武天皇の出家は天平二十一年(西元七五〇)年。宇遲王は天平十年(西元七三九)年中務大輔、これは正五位上相当の官であるが、天平二十一年当時の宇遲王の位は不明である。三笈のような物か。四弘法を守護する神々。「護法普神」「護法神」ともいう。五諦鏡。

一 中卷十一縁。二墨のように黒く変じて。焼死のようなありさまであろう。後代の道成寺縁起に「鐘を取除て見れば、僧は骸骨計残て墨のごとし」とみえ、絵がある。
三扶桑略記・天平二十一年一月十四日条に「於平城中島宮、請大僧正行基、為其戒師、太上天皇受菩薩戒、名勝満ことみえる。
四特にそれのみに心を寄せる。ひいきする。
五原文「護法非無」。

第三十六縁 今昔物語集・十六ノ十一に書承。

六原文「聖武太上天皇世」。「聖武天皇世」に同じ。聖武天皇退位後の時期を意味しない。
七中卷三十五縁。八本尊の仏の両側に侍立する菩薩。東の脇士が観音菩薩であることより推測すれば、西の脇士は勢至菩薩、中尊は阿彌陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面に建てられていたであろう。
九頸部で切断された状態で頭部が離れ落ちた。切断面が頸部に存するので「頸」を中心に叙述される。「頸」は首すじの意であって、直接には頭部を意味しない。中卷三縁、十六縁、二十二縁、下卷二十八縁。〇檀越に同じ。施主。